五　指定事業者が対象データの移転の対価を設定する場合は、当該対価が合理的な範囲を超えないようにすること。

六　対象データの移転について法第七条ただし書に規定するサイバーセキュリティの確保等の観点から暗号化その他の必要な対策を講ずること。

（法第十一条第一号に規定するデータ）

第二十五条　法第十一条第一号の公正取引委員会規則で定めるデータは、次に掲げるデータとする。

一　指定に係る基本動作ソフトウェアが組み込まれたスマートフォンを用いた電話及びインターネットの利用に係るデータ

二　指定に係る基本動作ソフトウェアが組み込まれたスマートフォンの設定に係るデータ

三　前二号に掲げるもののほか、スマートフォンの利用者が他の事業者が提供する基本動作ソフトウェアを利用するために有用なデータ

（法第十一条第二号に規定するデータ）

第二十六条　法第十一条第二号の公正取引委員会規則で定めるデータは、次に掲げるデータとする。

一　指定に係るアプリストアを通じてスマートフォンに組み込まれた個別ソフトウェアに係るデータ

二　指定に係るアプリストアを利用するためのスマートフォンの利用者に係るデータ

三　前二号に掲げるもののほか、スマートフォンの利用者が他の事業者が提供するアプリストアを利用するために有用なデータ

（法第十一条第三号に規定するデータ）

第二十七条　法第十一条第三号の公正取引委員会規則で定めるデータは、次に掲げるデータとする。

一　指定に係るブラウザを用いたウェブページの閲覧に係るデータ

二　前号に掲げるもののほか、スマートフォンの利用者が他の事業者が提供するブラウザを利用するために有用なデータ

（標準設定等に係る措置）

第二十八条　法第十二条の規定により指定事業者が講じなければならない同条第一号イの措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一　スマートフォンの映像面に表示され、基本動作ソフトウェアに係る標準設定の対象である個別ソフトウェアについての標準設定を変更することができる画面（以下この項において「操作画面」という。）を一箇所に集約することその他のスマートフォンの利用者が操作画面を容易に発見することができるようにすること。

二　操作画面において基本動作ソフトウェアに係る標準設定を変更することができる旨の説明を行うこと。

三　スマートフォンの利用者が基本動作ソフトウェアに係る標準設定を変更するために必要な最小限度の操作で変更することができるようにすること。